

大阪狭山市下水道事業経営審議会規則新旧対照表

(_____ は、改正部分)

新（改正後）	旧（改正前）
第1条 （略） （職務） 第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査又は審議する _____ ものとする。 （1） 公共下水道事業の経営に関すること。 （2） <u>市長からの諮問に関すること。</u> （3） 前号に掲げるもののほか、公共下水道事業について市長が必要と認める事項に関すること。 （組織） 第3条 審議会は、委員<u>8人</u>以内で組織する。 <u>2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</u> _____ _____ _____ （任期） 第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u> <u>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 第5条～第9条 （略）	第1条 （略） （職務） 第2条 審議会は、<u>本市公共下水道事業の経営の適正化を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。</u> （1） 公共下水道事業の経営に関すること。 _____ _____ <u>（2） 前号に掲げるもののほか、公共下水道事業について市長が必要と認める事項に関すること。</u> （組織） 第3条 審議会は、委員<u>6人</u>以内で組織する。 <u>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>（1） 識見を有する者</u> <u>（2） 公募により選出された市民</u> <u>（3） その他市長が適当と認める者</u> （任期） 第4条 委員の任期は、<u>委嘱した日から第2条に規定する諮問に係る調査審議が終了した日までとする。</u> _____ 第5条～第9条 （略）

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。